

## アレルギー疾患対策基本法での規定

第十一条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2～5（略）

6 厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

## 第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
ア 教育委員会等に対し、アレルギー疾患を有する児童等が適切な教育が受けられるよう助言及び指導 児童福祉施設、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者支援施設等を利用するアレルギー疾患を有する者への啓発等	厚生労働省 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の報告書を各都道府県に周知し（平成29年度）、都道府県拠点病院を通じたアレルギー疾患の情報提供及び学校、児童施設等における対応への助言、支援等を行う体制の整備を推進</li> <li>○「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を改訂し（令和元年度）、学校関係者にアレルギー対応について講習会を実施</li> <li>○「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を改訂し（令和元年度）、自治体を通じて各保育所等へ周知</li> </ul>
イ アレルギー疾患の正しい理解に資する社会教育の場を活用した啓発		
ウ 乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉えた適切な情報提供の実施	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「授乳・離乳の支援ガイド」について、食物アレルギー予防に関する支援の内容等を充実させる等の改定を行い（平成30年度）、自治体等へ周知</li> <li>○厚生労働科学研究にて「小児アレルギー疾患保健指導の手引き」を作成し、各都道府県へ配布およびウェブ上で公開（平成30年度）</li> </ul>
エ 医療保険者等に対し、アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及のための施策への協力要請	厚生労働省 総務省 財務省 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療保険者等に対し、アレルギー疾患に関する情報ウェブサイト「アレルギーポータル」の周知協力を依頼（令和2年度）</li> </ul>
オ 環境基本法に規定する施策を通じた環境基準の確保	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大気汚染物質広域監視システム」等による大気汚染情報を提供</li> <li>○環境基準が定められた物質の削減に向けた検討を随時実施</li> </ul>

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
カ 花粉の飛散状況の把握及び適切な情報提供並びに花粉の飛散の軽減に資する森林の適正な整備	環境省 林野庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スギ・ヒノキの花粉飛散量を測定し、ウェブサイトで情報提供</li> <li>○環境省花粉観測システムにより花粉飛散数をリアルタイムで収集し、環境省ウェブサイトで情報提供</li> <li>○スギ花粉発生源対策推進方針を改正し、スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合を増加させる目標を設定（平成30年度）</li> <li>○花粉症対策苗木や広葉樹等への植替を促進、スギ花粉飛散防止剤の実用化試験、スギ・ヒノキ雄花の着花状況調査の推進等を実施</li> </ul>
キ 受動喫煙の防止等の推進による気管支ぜん息の発症及び重症化の予防	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を通じた望まない受動喫煙が生じない社会環境整備を推進</li> </ul>
ク アレルギー物質を含む食品に関する表示等に関する科学的な検証の実施 食品表示法に基づく義務表示等の充実及び外食事業者等による情報提供の取組等の推進	内閣府 (食品安全委員会) 消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アレルギーを含む食品に関するワーキンググループを設置（平成29年度）</li> <li>○アーモンドを特定原材料に準ずるものに追加（令和元年度）</li> <li>○くるみの義務表示化に向けた検証及び検査法の開発に着手（令和2年度）</li> </ul>
ケ 関係学会等との連携による正しい情報を提供するウェブサイトの整備等を通じた情報提供の充実	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アレルギー疾患に関する正しい情報を発信するウェブサイト「アレルギーポータル」を開設し（平成30年度）、周知のためのポスター等を各都道府県保健センター、アレルギー学会員等に配布（令和元年度）</li> </ul>

### 第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
ア アレルギー疾患医療に携わる医師に対する講習の機会確保 専門的な知識及び技能を有する医師等による講習内容の充実	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県拠点病院の医師に対する中心拠点病院での研修を実施</li> <li>○都道府県拠点病院の設置及び地域の医療従事者に対する研修体制の整備を推進</li> </ul>
イ 医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育の推進	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職種ごとに卒業時まで身に付けるべき能力を示した医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育「モデル・コア・カリキュラム」を周知し、アレルギー疾患に関する教育の充実を大学関係者へ要請</li> </ul>

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
ウ 医療従事者の知識の普及及び技能向上のための自己研鑽を促す施策等の検討	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県拠点病院の医師に対する中心拠点病院での研修を実施</li> <li>○アレルギー情報センター事業によりアレルギー相談員養成研修を実施</li> </ul>
エ 専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びに医療機関情報の提供	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アレルギーポータルにて都道府県拠点病院並びに関係学会等が公開するアレルギー専門医及び食物経口負荷試験実施施設に関する情報を提供</li> </ul>
オ アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を開催し、報告書を各都道府県に周知（平成29年度）</li> <li>○中心拠点病院でのアレルギー疾患医療提供体制を整備</li> <li>○アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル事業を実施し、地域の実情に合わせた都道府県拠点病院の役割や在り方について検討</li> </ul>
カ、キ 国立成育医療研究センター及び国立病院機構相模原病院と地域の拠点医療機関との連携協力体制の整備並びに医療従事者の育成等の推進	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免疫アレルギー疾患医療10か年戦略を策定し、アレルギー疾患の臨床研究基盤構築や重症・難治性アレルギー疾患に関する研究を推進（平成30年度）</li> <li>○中心拠点病院にて重症・難治性アレルギー疾患患者の診療等を支援する医療提供体制を整備</li> </ul>
ク アレルギー症状を引き起こした可能性のある成分の確保及び活用の仕組みに関する検討	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免疫アレルギー疾患医療10か年戦略を策定し、アレルギー疾患の臨床研究基盤構築や重症・難治性アレルギー疾患に関する研究を推進（平成30年度）</li> <li>○中心拠点病院にて重症・難治性アレルギー疾患患者の診療等を支援する医療提供体制を整備</li> </ul>

#### 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
ア アレルギー疾患の疫学研究の実施	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働科学研究において日本におけるアレルギー疾患の有病率の現状を把握する疫学研究を実施</li> </ul>
イ アレルギー疾患の本態解明研究の推進並びに根治療法の発展及び開発	厚生労働省 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免疫アレルギー疾患医療研究10か年戦略を策定（平成30年度）</li> <li>○AMED免疫アレルギー疾患実用化研究事業においてアレルギーの病態解明やエビデンスの創出等に資する研究を実施</li> </ul>
ウ 医療機関の連携体制の整備を通じた研究開発の推進		
エ 疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略策定の検討		

## 第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

### (1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
<p>ア 保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等に対する講習の機会の確保</p> <p>イ 保健師等の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に対する教育を推進</p> <p>ウ 保健師等、職種に関連する学会等が有する認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討</p>	厚生労働省 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県拠点病院の設置及び地域の医療従事者に対する研修体制の整備を推進</li> <li>○アレルギー情報センター事業においてアレルギー相談員養成研修会を実施</li> <li>○「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を策定し（平成29年度）、アレルギー疾患に関する教育の充実を大学関係者へ要請</li> <li>○管理栄養士、栄養士及び調理師の職種ごとに定める教育目標等に基づいたアレルギー疾患に関する教育を推進</li> </ul>
エ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、「学校給食における食物アレルギー対応指針」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」などのガイドラインの周知及び職員等に対する知識習得や研修の機会の確保	文部科学省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を改訂し（令和元年度）、学校関係者にアレルギー対応について講習会を実施</li> <li>○「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を改訂し（令和元年度）、保育所の職員に対する研修の実施</li> <li>○児童養護施設等におけるアレルギー対応の実態を把握し、「児童養護施設等におけるアレルギー対応ガイドライン」（案）を作成予定（令和2年度）</li> </ul>
オ 教育委員会等に対して学校生活管理指導表等の情報を医療機関、消防機関等とも平時から共有するよう要請	文部科学省 消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を改訂し、学校関係者に周知（令和元年度）</li> <li>○食物アレルギー疾患の児童生徒に関し、消防機関と教育機関との一層の連携について各都道府県を通じて全国の消防本部へ周知（平成26年度）</li> </ul>
カ 医療従事者によるアドレナリン自己注射薬の保有の必要性や使用方法についての啓発の推進	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県拠点病院の設置及び地域の医療従事者に対する研修体制の整備を推進</li> </ul>
キ アレルギー疾患を有する者の就労を維持できる環境の整備等に関する施策を検討	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和元年度改訂）の普及のためのシンポジウム等を開催</li> <li>○労働者健康安全機構において、「両立支援コーディネーター」を養成</li> </ul>
ク アレルギー疾患を有する者等への相談事業の充実	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心拠点病院においてアレルギー疾患に関する相談事業を開始（令和元年度）</li> </ul>
ケ 国民のアレルギー疾患を有する者への正しい理解に資するウェブサイト等の充実	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アレルギー疾患に関する正しい情報を発信するウェブサイト「アレルギーポータル」を開設（平成30年度）</li> </ul>

### (3) 災害時の対応

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
ア 関係学会等との連携体制の構築及び災害対応の準備	厚生労働省 農林水産省	○アレルギーポータルにおいて関連学会の災害時に備えに関するパンフレット等を周知（平成30年度）
イ 乳アレルギーに対応したミルク等の確保及び輸送並びに食物アレルギーに対応した食品等の集積場所の設置及び提供支援		○大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題点の把握とその解決に向けた厚生労働科学研究を開始（令和2年度）
ウ 災害時におけるウェブサイトやパンフレット等を用いた周知		○パンフレット「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」の作成（平成30年度）、ウェブサイト「家庭備蓄ポータル」の開設（平成30年度）、動画での発信等により食品の家庭備蓄について周知
エ 災害時における相談窓口の設置		○被災した都道府県に対し、関連学会のパンフレット等について情報を提供

### (4) 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化

基本指針における今後取組が必要な事項	主な関係省庁	主な取組状況
関係省庁連絡会議等を通じた関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化	厚生労働省	○アレルギー疾患関係省庁連絡会議を開催するなど、情報を共有